

平成20年7月17日

**明治大学農学部黒川新農場（仮称）整備計画に係る条例方法  
審査書の公告について（お知らせ）**

標記指定開発行為について、川崎市環境影響評価に関する条例（平成11年川崎市条例第48号）第15条の規定に基づき条例方法審査書を公告いたしましたのでお知らせいたします。

- 1 指定開発行為者  
東京都千代田区神田駿河台一丁目1番地  
学校法人 明治大学  
理事長 長堀 守弘
  
- 2 指定開発行為の名称及び所在地  
明治大学農学部黒川新農場（仮称）整備計画  
川崎市麻生区黒川字明坪2060番1ほか
  
- 3 条例方法審査書公告年月日  
平成20年7月17日（木）
  
- 4 問い合わせ先  
東京都千代田区神田駿河台一丁目1番地  
明治大学 事業部 調達課 施設グループ  
03-3296-4516

（環境局環境評価室 担当）

電話 200-2156

# 明治大学農学部黒川新農場（仮称）整備計画に係る条例方法審査書（概要）

平成20年7月

川崎市

はじめに

明治大学農学部黒川新農場（仮称）整備計画（以下「指定開発行為」という。）は、学校法人明治大学（以下「指定開発行為者」という。）が、麻生区黒川字明坪2060番1ほか約12.8haの区域において、農地を整備するほか、事務室、教室等を有する本館、実習棟、作業棟、温室等を建設するものである。

指定開発行為者は、川崎市環境影響評価に関する条例（以下「条例」という。）に基づき平成20年3月10日、川崎市長あて本指定開発行為に係る指定開発行為実施届及び条例環境影響評価方法書（以下「条例方法書」という。）を提出した。

市は、この提出を受け、条例方法書の公告、縦覧を行ったところ、市民等から意見書の提出があった。

この条例方法書について、平成20年4月22日に川崎市環境影響評価審議会（以下「審議会」という。）に諮問し、平成20年7月9日に審議会から答申があったことから、この答申を踏まえ、条例第14条に基づき、条例方法審査書を作成したものである。

## 1 指定開発行為の概要

### (1) 指定開発行為者

名 称：学校法人 明治大学

代表者：理事長 長堀 守弘

住 所：東京都千代田区神田駿河台一丁目 1 番地

### (2) 指定開発行為の名称及び種類

名 称：明治大学農学部黒川新農場(仮称)整備計画

種 類：都市計画法第 4 条第 12 項に規定する開発行為（第 1 種行為）  
研究施設の新設（第 2 種行為）

（川崎市環境影響評価に関する条例施行規則別表第 1 の 1 の項及び 14  
の項に該当）

### (3) 指定開発行為を実施する区域

位 置：川崎市麻生区黒川字明坪 2060 番 1 ほか

区域面積：約 128,100 m<sup>2</sup>（市街化調整区域（農業振興地域））

### (4) 計画の概要

ア 目 的

新農場の整備

イ 土地利用計画概要

区 分	面 積	面積割合	備 考
緑 地	約 64,050 m <sup>2</sup>	50.0%	樹林地・草地
造成緑地	約 5,500 m <sup>2</sup>	4.3%	造成法面
農 地	約 16,100 m <sup>2</sup>	12.6%	—
農地（温室）	約 4,800 m <sup>2</sup>	3.7%	—
果樹園	約 7,000 m <sup>2</sup>	5.5%	—
施設用地	約 16,350 m <sup>2</sup>	12.8%	—
調整池	約 2,800 m <sup>2</sup>	2.2%	—
駐車場	約 400 m <sup>2</sup>	0.3%	—
車 路	約 9,500 m <sup>2</sup>	7.4%	—
広 場	約 1,600 m <sup>2</sup>	1.2%	—
合 計	約 128,100 m <sup>2</sup>	100.0%	—

ウ 施設計画概要

施設概要		備 考
本 館	農場事務室、多目的ルーム、 教室、会議室、収納室、農場長室、 農場教員室、特任教員研究室、 顕微鏡室、実験・実習室、 実験準備室、更衣室等	地上 2 階建 延べ面積：約 1,360 m <sup>2</sup>
実 習 棟	学生控室、更衣室等	延べ面積：約 350 m <sup>2</sup>
作 業 棟	作業室、作業員詰所、 培養室（人工光閉鎖型苗生産装置）	延べ面積：約 550 m <sup>2</sup>
温 室		大×3 棟、中×2 棟、小×3 棟
エコ温室		2 棟
そ の 他	資材庫、農機具庫、温室用作業棟、 畜舎、堆肥舎、休憩所、管理棟等	

注) 閉鎖型苗生産装置：不透明な断熱壁で囲われており、システム内外の空気、水、熱などの交換が著しく制限されている、またはそれらの交換の人為的制御が可能である空間を利用した苗生産装置

## 2 審査結果及び内容

### (1) 全般的事項

本指定開発行為は、新農場の整備事業であり、本事業に係る環境影響評価項目としては、大気質、水質（公共用水域）、水象（湧水）、地形・地質（斜面安定）、地盤（地下水位）、植物、動物、生態系、緑の質、緑の量、騒音、振動、一般廃棄物、産業廃棄物、景観及び地域交通について予測及び評価を行うとしており、その選定は概ね妥当である。

条例環境影響評価準備書（以下「条例準備書」という。）の作成に際しては、条例方法書に記載した内容に加え、本審査意見の内容を踏まえて、環境影響の調査、予測及び評価を行うこと。

### (2) 個別事項

#### ア 大気質

本計画では、工事中における建設機械の稼働及び工事用車両の走行に伴う大気質への影響について予測及び評価を行うとしており、その方法は概ね妥当である。

#### イ 水質（公共用水域）

本計画では、工事中に発生する濁水による公共用水域の水質への影響について予測及び評価を行うとしており、その方法は概ね妥当である。

#### ウ 水象（湧水）

本計画では、工事中における湧水の変化の範囲及び程度について予測及び評価を行うとしており、その方法は概ね妥当である。

#### エ 地形・地質（斜面安定）

本計画では、工事中における斜面地の安定性について予測及び評価を行うとしており、その方法は概ね妥当である。

#### オ 地盤（地下水位）

本計画では、供用時における地下水揚水に伴う地下水位の変化について予測及び評価を行うとしており、その方法は概ね妥当である。

#### カ 植 物

本計画では、工事中における植物相及び植物群落の変化の内容及びその程度について予測及び評価を行うとしており、その方法は概ね妥当である。

#### キ 動 物

本計画では、工事中における動物相の変化の内容及びその程度について予測及び評価を行うとしているが、昆虫類の調査については、出現時期を考慮して初夏を追加し、また、川沿いや湿地付近においては、夜間の観察・調査を実施すること。

#### ク 生態系

本計画では、工事中における生物の生息・生育環境の変化の内容及びその程度並びに生態系の変化の内容及びその程度について予測及び評価を行うとしており、その方法は概ね妥当である。

#### ケ 緑

##### (ア) 緑の質

本計画では、供用時における植栽予定樹種の環境適合性、植栽基盤の適否及び必要土壌量について予測及び評価を行うとしており、その方法は概ね妥当である。

##### (イ) 緑の量

本計画では、供用時における緑被の変化及び全体の緑の構成について予測及び評価を行うとしており、その方法は概ね妥当である。

## コ 騒音・振動・低周波音

### (ア) 騒音

本計画では、工事中における建設機械の稼働及び工事用車両の走行に伴う騒音の影響について予測及び評価を行うとしており、その方法は概ね妥当である。

### (イ) 振動

本計画では、工事中における建設機械の稼働及び工事用車両の走行に伴う振動の影響について予測及び評価を行うとしており、その方法は概ね妥当である。

## サ 廃棄物等

### (ア) 一般廃棄物

本計画では、供用時に発生する一般廃棄物の種類、発生量及び処理方法について予測及び評価を行うとしており、その方法は概ね妥当である。

### (イ) 産業廃棄物

本計画では、工事中及び供用時に発生する産業廃棄物の種類、発生量及び処理方法について予測及び評価を行うとしており、その方法は概ね妥当であるが、発生する産業廃棄物の処理方法及び再資源化の内容については、条例準備書において可能な限り具体的に示すこと。

## シ 景観

本計画では、土地利用の改変等による地域景観の特性の変化の程度及び代表的な眺望地点からの眺望の変化の程度について予測及び評価を行うとしており、その方法は概ね妥当である。

## ス 地域交通（交通混雑、交通安全）

本計画では、工事中における工事用車両の走行に伴う交通流及び交

通安全に係る影響について予測及び評価を行うとしており、その方法は概ね妥当である。

(3) 環境配慮項目に関する事項

条例方法書に記載した「有害化学物質」、「ヒートアイランド現象」、「地球温暖化」、「酸性雨」、「資源」及び「エネルギー」の各項目の環境配慮については、その積極的な取組が望まれることから、条例準備書において、環境配慮の具体的な措置の内容を明らかにすること。

3 川崎市環境影響評価に関する条例に基づく手続経過

平成20年	3月10日	指定開発行為実施届及び条例方法書の受理
	3月17日	条例方法書公告、縦覧開始
	4月22日	市長から審議会に条例方法書について諮問
	4月30日	縦覧終了、意見書の締切り 意見書の提出 1名、1通
	7月 9日	審議会から市長に条例方法書について答申
	7月17日	条例方法審査書公告、指定開発行為者あて送付

4 川崎市環境影響評価審議会における審議経過

平成20年	4月22日	審議会（現地視察）
	5月27日	審議会（事業者説明及び審議）
	7月 8日	審議会（答申案審議）